

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社西奈美組 (法人番号2110001013277)  
業者の住所 : 新潟県胎内市西条196番地
- 2 指名停止措置期間 : 令和6年1月17日 から 令和6年4月16日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の代表取締役は、新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札において、同振興局元農村整備部長が他業者の顧問に漏洩した情報を元に当該工事を落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内